

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)	
地域名 (地域内農業集落名)	周世地区 (周世集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第 1 回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地の7割弱を耕作している土地利用組合の構成員が高齢化しており、後継者の育成が課題である。
- ・担い手等耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理をどのようにするかが課題である。
- ・地域の活性化を図るため、新たな作物の導入や減農薬・減化学肥料への取組が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻＋麦＋大豆＋野菜類(落花生等)のブロックローテーションを土地利用組合、耕作者全体で取り組むとともに、市、県と連携したその他の高収益作物の導入や減農薬、減化学肥料栽培を目指す。
- ・土地利用組合に農地の集約化を進めつつ、新たに参入を希望する担い手等の受け入れる仕組みの整備も進める。また、水路、農道等の管理については集落全体でできるような仕組みづくりも検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内のほ場整備完了区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現在、農地の7割弱は土地利用組合及び担い手農家で占められているが、さらに土地利用組合への集積・集約化を進め、団地面積の拡大を目指す。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
土地利用組合の法人化に伴い、農地は出し手、受け手に関わらず、原則として農地中間管理事業を活用する。また、当面、耕作を継続する農家の営農が困難となった場合も、農地中間管理事業（農地バンク機能）を活用した土地利用組合への農地集積のため、機構に貸し付けていくよう集落全体で検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組
農地の大区画化や用排水設備の再整備化について協議する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
土地利用組合の法人化を図る一方で、将来的に耕作されない可能性の高い農地が増加することも見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合、農業サービス事業体等による農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる育苗・乾燥・調製作業は、JA兵庫西の農業用施設への委託に努める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

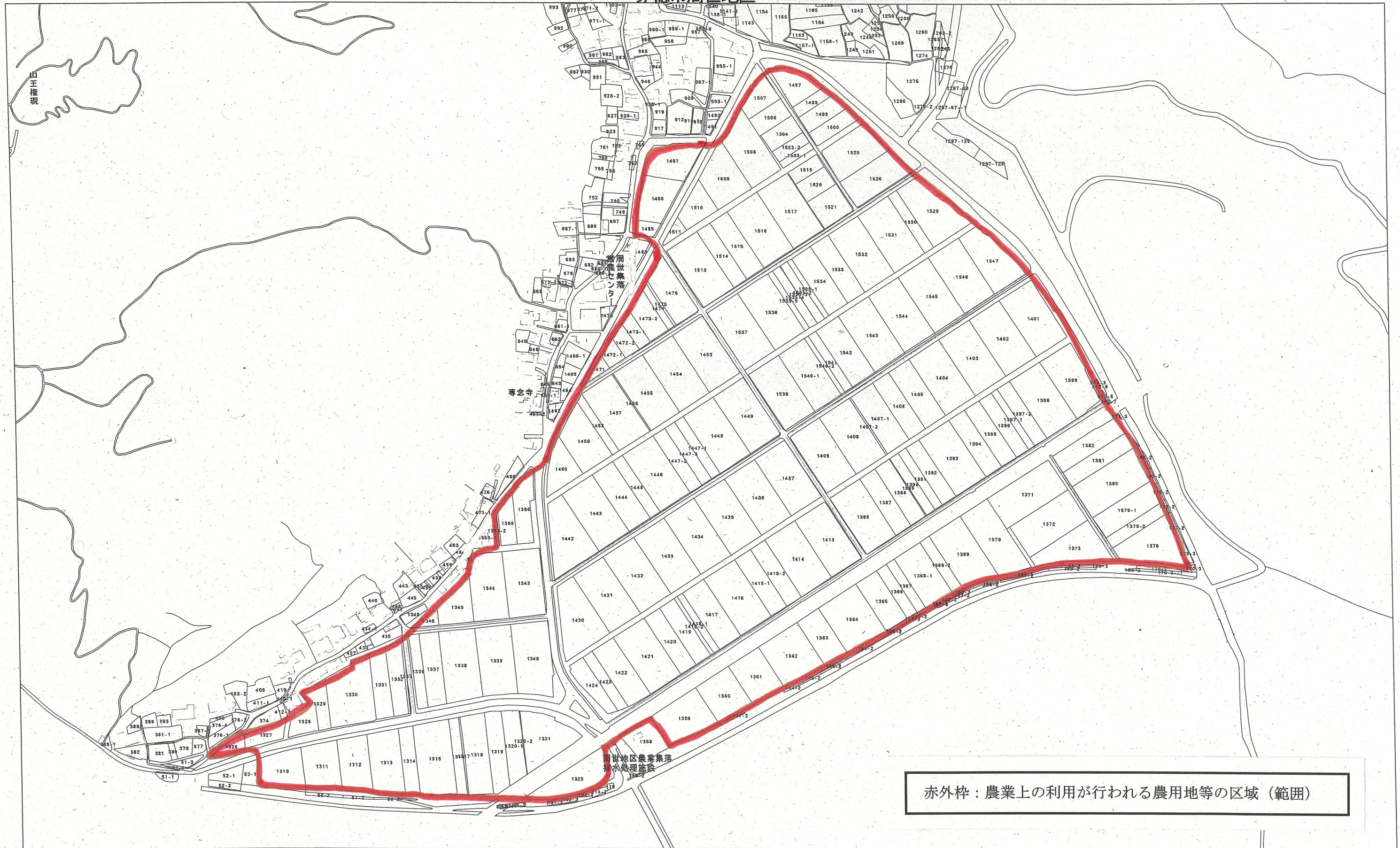
①鳥獣被害防止対策の取組方針
鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について、早期に集落全体で検討する。

③スマート農業への取組
ドローンやロボット化された草刈機、トラクター等大型農業機械の導入、ほ場水管理システムの導入について検討する。

⑤果樹等の取組方針
地区内にある農産物直売所（ふれあい市場）を活用した、果樹・野菜類の栽培を行う。

⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針
地域住民・営農組合・耕作農家の三者が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。

赤穂市周世地区



赤外枠：農業上の利用が行われる農用地等の区域（範囲）